

# イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持することとし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。

## ＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

### <具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、また、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、当面9月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

（注）どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドランの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
<b>【移行期間】</b> ステップ① 6月1日～	○ * 6月1日から11日までの間の大阪、京都、兵庫への不要不急の移動、6月1日から18日までの間の東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道への不要不急の移動は慎重に。 * 山口県の方針に従い、北九州市への移動については当面の間、通勤・通学・通院など日常的なものを除いて、不要不急の移動は慎重に	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	○ * 通勤・通学・通院など日常的なものを除いて、不要不急の移動は慎重に	○ * 人と人との間隔を確保

## クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。

○持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。

○感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△  * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△  * 知事の判断。 * 業界等による業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～		
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○  * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。 * クラスターが発生した場合等には知事による休業要請等を検討。	○  * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 * クラスターが発生した場合等には知事による休業要請等を検討。
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 当面9月末まで維持		

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。